

星美学園短期大学学則（2024年度）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、カトリックの価値観に基づいて、広く豊かな教育を授け、深い専門的知識と技術を研究、教授し、国際社会において、自由と責任のうちに人間性を高める文化の樹立に貢献できる聡明、誠実、温かな人間を育成することを目的とする。

（名 称）

第2条 本学は、星美学園短期大学と称する。

（位 置）

第3条 本学を、東京都北区赤羽台四丁目2番14号に置く。

第2章 学 科

（学 科）

第4条 本学に、幼児保育学科を置く。

（学科の目的）

第5条 幼児保育学科は、保育に関する豊かな専門知識と技術を習得し、社会人としての自覚をもって子どもをいつくしみ、育むことができる人材を養成することを目的とする。

（学生定員）

第6条 本学科の学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
幼児保育学科	100人	200人

（修業年限及び在学年限）

第7条 本学科の修業年限は、2年とする。

- 2 学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、教授会の意見を聴いて学長が所定の年限を超えて在学することを認めた場合は、この限りでない。
- 3 交換留学等のために本学と協定を結んだ大学等において授業科目を履修する期間は、本学における修業年限に算入する。

第3章 学年，学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学年を、次の2学期に分ける。

原則として

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (3) 本学の創立記念日の翌日（5月25日）
 - (4) 春期休業日概ね1か月間
 - (5) 夏期休業日概ね45日間，年間行事予定表で示す。
 - (6) 冬期休業日概ね2週間
- 2 前項の定めにかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。
 - 3 休業日であっても、授業・実習等を実施することがある。

第4章 入学，学士入学，短期大学士入学，再入学，転入学，休学，復学， 留年，転学，退学及び除籍

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程によって前号の課程を修了した者と文部科学大臣が認めた者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他の所定の書類を提出するとともに、入学金その他の所定の納入金を納付しなければならない。

2 学長は、教授会の意見を聴いて、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(学士入学，短期大学士入学，再入学及び転入学)

第16条 本学に学士入学，短期大学士入学，再入学又は転入学を志願する者は，所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項の志願者については，選考の上，相当年次に入学を許可することがある。

3 前項の定めにより入学を許可された者のすでに取得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については，教授会の意見を聴いて，学長が決定する。

4 前項の入学を許可された者は，所定の納入金を納付しなければならない。

5 本学退学の年度後3年以内に再入学を希望する場合は，学力試験を免除する。

6 学士入学，短期大学士入学，再入学及び転入学についての納入金は，原則として1年次入学に準ずる。

7 その他必要な事項については，別に定める。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事由により2月以上修学することのできない者は，学長の許可を得て，休学することができる。

2 疾病による休学には，休学願に医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は，1年を超えることができない。ただし，特別の事由がある場合は，学長の許可を得て，引き続き更に1年以内に限り休学することができる。

2 休学の期間は，通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は，第7条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその事由が消滅した場合は，学長の許可を得て，復学することができる。

(留年)

第20条 学則第7条第1項及び第42条に定められた修業年限を超えて在籍する者を留年者とする。ただし、長期履修生を除く。

(転学及び退学)

第21条 転学又は退学しようとする者は、その事由を記した保護者連署による転学願又は退学願を提出の上、学長の許可を受けなければならない。

2 疾病による退学には、退学願に医師の診断書を添付しなければならない。

(除 籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 第7条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学の手続をしない者
- (3) 納入金の納付を怠り督促しても定められた期日までになお納入しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第23条 本学の授業科目は、学科の専門教育科目及び資格取得に関する科目とし、授業科目の編成及びその単位数は、別表で定める。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授業における出席不良の者は、試験を受けることができない。

3 履修科目として登録できる単位数の上限は、1年間で50単位とする。ただし、以下に該当するときは、この上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(1) 所定の単位を優れた成績をもって修了したとき。

(2) 免許・資格取得を前提に必要な授業科目を履修するとき。

4 他大学等において履修した授業科目の単位を、30単位を超えない範囲で本学の単位として認定することができる。ただし、入学前に他大学等で修得した単位は、15単位を超えない範囲での認定とする。

5 前項の規定は、海外の大学等において修得した単位の認定について準用する。

(学習の評価)

第27条 学習の評価は、A＋、A、B、C、Dをもってあらわし、A＋、A、B、Cを合格とする。

(授業の不開講)

第28条 授業科目の履修登録者が5名以下の場合には、当該授業科目を開講しない。ただし、必修科目、卒業要件科目及び資格取得科目については、この限りでない。

2 前項本文の定めにかかわらず、学長が必要と認めたときは、履修登録者が5名以下の場合でも、当該授業科目を開講することがある。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第29条 学科の教育課程において所定の単位を修得し、下記の学習成果を身につけた者に対し、卒業を認定し、学位を授与する。

- (1) カトリックの価値観に基づき、幅広い視野に立って、社会人としての教養と、豊かな人間性を身につけている。
- (2) 保育の基本的な知識・技術を習得するとともに、多様性を受け入れて一人ひとりの子どもに応じた保育を考えることができる。
- (3) 子どもをいとおしむ心とまなざしをもち、子どもの立場に立って考えたり、共感することができる。
- (4) 保育において必要とされる表現力と伝達力を身につけている。
- (5) 社会の一員として貢献し、他者と連携・協働できる能力を身につけている。

(卒業)

第30条 前条の卒業の要件を満たした者については、学年の途中においても、学期の区分に従い、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第31条 前条により卒業を認定した者に対して、本学学位規程の定めるところにより、教授会の意見を聴いて、学長が短期大学士を授与する。

2 学位規程については、別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第32条 本学において取得することができる教育職員免許状の種類は、幼稚園教諭2種免許状及び特別支援学校教諭(知的障害・肢体不自由・病弱)2種免許状である。

2 幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者は、第29条の規定によるほか、教育職員免許法及び同施行規則に基づく所定の授業科目及び単位を、別表2「幼稚園教諭2種免許状取得に必要な授業科目」に規定するとおり修得しなければならない。

3 特別支援学校教諭2種免許状を取得しようとする者は、基礎資格となる教育職員免許状を取得している者及び取得見込みの者で、教育職員免許法

及び同施行規則に基づく所定の授業科目及び単位を，別表2「特別支援学校教諭(知的障害・肢体不自由・病弱)2種免許状取得に必要な授業科目」に規定するとおり修得しなければならない。

第7章 入学検定料，入学金，授業料その他の納入金

(納入金)

第33条 入学検定料，入学金，授業料その他の納入金（以下「納入金」という。）は，別表5のとおりとする。

(納入金の納入期)

第34条 授業料，設備充実費及び教育充実費は，原則として次の2回の分納とする。

前期 4月10日

後期 9月30日

(転学，退学及び停学の場合の授業料その他の納入金)

第35条 学期の途中で転学若しくは退学し又は除籍された者は，当該期分の授業料その他の納入金を納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料その他の納入金は，納付しなければならない。

(休学者の納入金)

第36条 休学者の納入金は，休学が1学期にわたる場合，当該学期の授業料の半額とする。

(留年者の納入金)

第37条 学則第33条及び第53条の規定にかかわらず，留年者の納入金は，次のとおりとする。

(1) 納入金の算出は，学期毎に行う。

(2) 納入金は，基本料及び単位料とする。

(3) 基本料は，1学期の授業料と1学期の教育充実費の合計の半額とする。

(4) 単位料は，20,000円×履修単位数とする。

2 前項の規定にかかわらず，1学期の履修単位が13単位以上になる場合は，

学則別表5に基づいて算出された納入金の額を納入する。

- 3 専攻科の留年者で、1学期の履修単位が12単位以上になる場合は、学則別表6に基づいて算出された納入金の額を納入する。

(納入金の不返還)

第38条 納付した納入金は、原則として返還しない。ただし、入学辞退者については、次のとおりとする。

- (1) 受験時に納入した入学検定料及び入学手続き時に納入した入学金は、返還しない。
- (2) 3月31日までに辞退届を提出した者に対しては、授業料及びその他の入学手続き後の納入金を返還する。

第8章 専攻科

(専攻科)

第39条 本学に、専攻科を置く。

- 2 専攻科に、次の専攻を置く。

幼児保育専攻

(目的)

第40条 専攻科は、短期大学における一般的及び専門的教養の基礎の上に、さらにその専攻分野についての学識を深め、その研究能力を培うことを目的とする。

(学生定員)

第41条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
幼児保育専攻	100人	100人

(修業年限及び在学年限)

第42条 専攻科の修業年限は、1年とする。

- 2 専攻科生は、2年を超えて在学することができない。ただし、教授会の意見を聴いて、学長が所定の年限を超えて在学することを認めた場合は、

この限りではない。

(入学の時期)

第43条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第44条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 本学の幼児保育学科を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第45条 専攻科に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第46条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第47条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他の所定の書類を提出するとともに、入学金その他の所定の納入金を納付しなければならない。

2 学長は、教授会の意見を聴いて、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(授業科目)

第48条 専攻科の教育課程は、別表3のとおりとする。

(修了に必要な単位数)

第49条 専攻科の学生は、前条に定めたそれぞれの専攻の授業科目のうちから22単位以上を履修しなければならない。

2 本学幼児保育学科の授業科目を新たに履修した者は、その授業科目を修了単位に加えることができる。

(修了の要件)

第50条 専攻科の教育課程において所定の単位を修得し、下記の学習成果を身につけた者に対し、修了を認定する。

- (1)カトリックの価値観と教養に基づき、広い視野に立って物事を熟考し、自律的に学びを深めていく素養を身につけている。
- (2)基本的な保育の知識・技術に基づきながら自らの専門性を磨き、実践力を習得するとともに、向上心をもって専門性を探求することができる。
- (3)子ども、そして子どもを取り巻く環境の多様性について理解し、多角的に考察するための知識および態度を習得している。
- (4)保育および子どもに関わる諸問題について関心をもち、客観的に課題を整理し説明するための基本的な技術を習得している。
- (5)保育者に求められるコミュニケーション力および他者と協働して取り組む姿勢を習得している。

(修了)

第51条 前条の修了の要件を満たした者については、学年の途中においても、学期の区分に従い、教授会の意見を聴いて、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(発達障がい児保育ベーシックプログラム)

第52条 幼児保育学科及び専攻科幼児保育専攻を通して、本学独自の「発達障がい児保育ベーシックプログラム」(以下、この条において「本プログラム」という。)を行う。

2 学長は、本プログラムの履修を終了し、修了試験に合格し、幼稚園教諭2種免許と保育士資格を取得し、かつ専攻科を修了した者に、本プログラムの修了証書を授与する。

3 本プログラムの修了に関する事項の詳細は、別に定める。

(納入金)

第53条 入学検定料，入学金，授業料その他の納入金（以下「納入金」という。）は，別表6のとおりとする。

（準用規定）

第54条 本章に定める以外は，本学学則を準用する。

第9章 指定保育士養成施設

（設置・目的）

第55条 本学に，指定保育士養成施設を置く。本施設は，保育士となる資格の取得を目的とする。

2 本施設は，本学幼児保育学科の2年の教育課程及び専攻科幼児保育専攻の1年の教育課程を加えた3年間の教育課程を持つ施設である。

（名 称）

第56条 本施設は，「星美学園短期大学幼児保育学科専攻科幼児保育専攻」と称する。

（修業年限及び在学年限）

第57条 本施設の修業年限は，本学幼児保育学科の2年の教育課程及び専攻科幼児保育専攻の1年の教育課程を加えた3年とする。

2 学生は，学則第7条2項及び第42条に定める範囲で在学することができる。

（学生定員）

第58条 本施設の学生定員は，次のとおりとする。

入学定員	収容定員
100人	300人

（授業の実施）

第59条 本施設で行われる，別表4にある「必修科目」及び「選択必修科目」のうち，実習及び演習科目は，50人以下で実施する。

(他の指定保育士養成施設において履修した単位の認定)

第60条 本施設に入所前及び入所後に他の指定保育士養成施設において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本施設の単位として認定することができる。

(保育士となる資格の取得)

第61条 保育士となる資格を取得しようとする者は、本学幼児保育学科を卒業し、かつ専攻科幼児保育専攻を修了するほか、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に基づく所定の授業科目及び単位を、別表4「保育士となる資格取得に必要な授業科目」に規定するとおり修得しなければならない。

(準用規定)

第62条 本章に定める以外は、本学学則を準用する。

第10章 職員組織

(職員組織)

第63条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法の定めるところにより次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、研究に従事するとともに、学生を教授し、その研究を指導する。
- (4) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、研究に従事するとともに、学生を教授し、その研究を指導する。
- (5) 講師は、教授、准教授に準ずる職務に従事する。
- (6) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、研究に従事するとともに、学生を教授し、その研究を指導する。

(7) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(8) その他の職員は、それぞれ所定の職務を行う。

3 本学の、学務運営に必要な、職員の学内組織、その内容等に関する事項は、別に定める。

第11章 教授会

(教授会)

第64条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第65条 教授会は、学長、副学長及び専任の教授をもって構成する。

2 前項の定めにかかわらず、学長が必要としたときは、学長は、教授会に准教授その他の職員の出席を認めることができる。

(教授会の招集)

第66条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。学長に事故があるときは、副学長又は学長があらかじめ指定した教授が、議長となる。

(審議事項)

第67条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 学長は、第1項第3号に掲げる事項の具体的な内容を別途細則において定める。

(その他)

第68条 本章に定めるもののほか、教授会についての必要な事項は、別に定める。

第12章 自己評価等

(自己評価等)

第69条 本学は、建学の理念の実現を目指し、本学に求められる社会的要請に応えるために、本学の教育研究活動及び管理運営等を自ら点検・評価し、将来計画に資するものとする。

2 前項の点検・評価についての必要な事項は、別に定める。

第13章 長期履修学生，科目等履修生， 外国人留学生及び帰国子女，聴講生

(長期履修学生)

第70条 第7条第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学することを希望する者がいるときは、学長は選考の上、教授会の意見を聴いて、長期履修学生として、入学を許可する。

2 長期履修学生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第71条 本学の学生以外の者で本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、学長は、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、教授会の意見を聴いて、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、この学則第26条及び第27条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生についての必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生及び帰国子女)

第72条 外国人留学生及び帰国子女で本学に入学を希望する者がいるときは、学長は、選考の上、教授会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 外国人留学生及び帰国子女についての必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第73条 本学の学生以外の者で本学の特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、教授会の意見を聴いて、聴講生として授業への参加を許可することができる。

2 聴講生についての必要な事項は、別に定める。

第14章 賞 罰

(表 彰)

第74条 学生として表彰に価すると認められる者がいるときは、学長は、教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

(懲 戒)

第75条 本学の教育の方針並びに学則及びその実施細則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて、懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓戒とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱した者
- (5) 本学の建学の精神に反した者

4 懲戒についての必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第76条 本学は、地域文化の向上及び生涯学習に資するため、その必要があるとき、公開講座を開くことができる。

2 公開講座についての必要な事項は、別に定める。

第16章 高等学校との連携

(高等学校との連携)

第77条 本学は、地域文化や教育水準の向上に資するため、その必要があると認めるときは、特定の高等学校と協定を結んだ上、本学の授業及び公開講座を高校生に受講させることができる。

2 高等学校との提携についての必要な事項は、別に定める。

第17章 厚生施設

(厚生施設)

第78条 学生の生活を円滑にするための施設として、保健室、学生相談室、学生食堂、学生控室、就職指導室及び生活実習室を置く。

2 前項についての必要な事項は、別に定める。

第18章 図書館

(図書館)

第79条 本学に、図書館を置く。

2 図書館についての必要な事項は、別に定める。

第19章 研究所

(研究所)

第80条 本学に、日伊総合研究所を置く。

2 日伊総合研究所についての必要な事項は、別に定める。

第20章 研究生

(研究生)

第81条 本学の教員の指導を受け、特定分野の研究を希望する者がある場合、当該指導教員に支障がない限りにおいて、学長は、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生についての必要な事項は、別に定める。

第21章 補 則

(学則の改廃)

第82条 この学則の改廃は、教授会の意見を聴いて、理事会がこれを決定する。

(実施細目)

第83条 この学則を実施するために必要な細則は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 専攻	平成4年度		平成5年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国文学科	80人	130人	80人	160人	50人	130人
家政学科	70人	120人	70人	140人	50人	120人

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この学則第2条第2項に定める学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 専攻	平成4年度		平成5年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国文学科	80人	130人	80人	160人	50人	130人
生活文化学科	70人	120人	70人	140人	50人	120人

- 3 星美学園短期大学の家政学科は、変更後の学則第2条、第26条及び附則の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 この学則の施行前に入学した学生の教育課程は、現行学則第20条及び第21条によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この学則第2条第2項に定める学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 専攻	平成4年度		平成5年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国文学科	80人	130人	80人	160人	50人	130人
生活文化学科	70人	120人	70人	140人	50人	120人

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この学則第2条第2項に定める学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 専攻	平成4年度		平成5年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国文学科	80人	130人	80人	160人	50人	130人
生活文化学科	70人	120人	70人	140人	50人	120人

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この学則第2条第2項に定める学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 専攻	平成4年度		平成5年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国文学科	80人	130人	80人	160人	50人	130人
生活文化学科	70人	120人	70人	140人	50人	120人

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則第2条第2項に定める学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 専攻	平成4年度		平成5年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国文学科	80人	130人	80人	160人	50人	130人
生活文化学科	70人	120人	70人	140人	50人	120人

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この学則第2条第2項に定める学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 専攻	平成4年度		平成5年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国文学科	80人	130人	80人	160人	50人	130人
生活文化学科	70人	120人	70人	140人	50人	120人

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この学則第2条第2項に定める学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 専攻	平成4年度		平成5年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国文学科	80人	130人	80人	160人	50人	130人
生活文化学科	70人	120人	70人	140人	50人	120人

附 則

- 1 この学則は，平成12年4月1日から施行する。
- 2 星美学園短期大学の国文学科及び生活文化学科は，変更後の学則第2条，第26条及び附則の規定にかかわらず，平成12年3月31日に該当する学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 3 この学則の施行前に入学した学生の教育課程は，現行学則第18条によるものとする。

附 則

- 1 この学則は，平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成14年4月1日から施行する。
- 2 星美学園短期大学の人間文化学科言語文化専攻及び人間生活学専攻は，変更後の学則第2条，第26条の規定にかかわらず，平成15年3月31日に該当する専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 3 この学則の施行前に入学した学生の教育課程は，現行学則第18条によるものとする。

附 則

- 1 この学則は，平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者については，従前の学則による。
- 3 専攻科幼児教育専攻の学生受け入れは，平成17年度から行う。

附 則

- 1 この学則は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者については，従前の学則による。
- 3 専攻科幼児教育専攻の学生受け入れは，平成17年度から行う。

附 則

- 1 この学則は，平成17年4月1日から施行する。

- 2 平成16年度以前の入学者については、従前の学則による。
- 3 専攻科幼児保育専攻の学生受け入れは、平成19年度から行う。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、短期大学士の条項については、平成18年3月1日から適用する。
- 2 平成16年度以前の入学者については、従前の学則による。
- 3 専攻科幼児保育専攻の学生受け入れは、平成19年度から行う。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 専攻科幼児保育専攻の学生受け入れは、平成19年度から行う。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表6及び別表8は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、従前の学則による。ただし、別表4の「特別支援学校諭（知的障害・肢体不自由・病弱）2種免許状取得に必要な授業科目」は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 第32条第2項に定める単位は、平成21年度以前の入学者については、1学期の履修単位が13位以上とする。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表6及び別表第8は、平成24年月1日から施行する。
- 2 第32条第2項に定める単位は、平成21年度以前の入学者については、1学期の履修単位が13位以上とする。

附 則

- 1 この学則は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成27年4月1日から施行する。
- 2 専攻科幼児保育専攻の入学定員増に伴う学生受け入れは，平成29年度から行う。
- 3 第9章の新設に伴い，星美学園短期大学指定保育士養成施設規程を平成29年3月31日に廃止する。

附 則

- 1 この学則は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 専攻科幼児保育専攻の入学定員増に伴う学生受け入れ並びに別表3及び別表6の実施は，平29年度から行う。

附 則

- 1 この学則は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成31年4月1日から施行する。
- 2 別表3及び別表4は，平成33年度専攻科入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 別表3，別表4及び別表6は，令和5年度専攻科入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 別表4，別表6は，令和6年度専攻科入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 第50条は，令和7年度専攻科入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 別表4は，令和8年度専攻科入学生から適用する。

別表1 幼児保育学科専門教育科目

系列	授業科目	授業形態	単位数		卒業要件	配当学年		備考				
			必修	選択								
基礎教養	キリスト教学	演習	2		4	1年	2年	「基礎英語Ⅰ」「基礎英語Ⅱ」又は「イタリア語入門Ⅰ」「イタリア語入門Ⅱ」のいずれかを選択				
	人間学Ⅰ	演習	1			1年	2年					
	人間学Ⅱ	演習	1		2	1年	1年					
	基礎英語Ⅰ	演習		1		1年						
	基礎英語Ⅱ	演習		1		1年						
イタリア語入門Ⅰ	演習		1	1年								
イタリア語入門Ⅱ	演習		1									
	聖書学特講	講義		2	54 以上	1年	2年					
	ドン・ボスコ研究	講義		2		1年						
	心理学	講義		2		1年						
	日本国憲法	講義		2		1年						
	情報処理	講義		2		1年						
	健康科学	講義	1			1年						
	体育実技	実技		1		1年						
	教育	教育原理	講義			2			54 以上	1年	2年	
		保育者論	講義			2				1年		
		教育方法論	講義			2				1年		
保育・教育課程論		講義		2	1年							
保育・教職実践演習(幼稚園)		演習		2	2年							
特別支援教育総論		講義		2	1年							
障害者教育総論(知・肢・病)		講義		2	1年							
重複障害・LD等教育論		講義		2	2年							
知的障害者教育論(指導法を含む)		講義		1	2年							
肢体不自由者教育論(指導法を含む)		講義		1	2年							
病弱者教育論(指導法を含む)		講義		1	2年							
視覚・聴覚言語障害者教育論(指導法を含む)		講義		1	2年							
保育	保育原理	講義		2	54 以上	2年	2年					
	乳児保育Ⅰ	講義		2		2年						
	乳児保育Ⅱ	演習		1		2年						
	障がい児保育Ⅰ	演習		1		2年						
	障がい児保育Ⅱ	演習		1		2年						
	保育内容総論	演習		1		2年						
心理・人間関係	教育相談基礎論	講義		2	54 以上	1年	2年					
	発達心理学	講義		2		1年						
	子どもの理解と援助	演習		1		2年						
	子ども家庭支援の心理学	講義		2		2年						
	幼児と人間関係	演習		1		2年						
	保育内容の指導法「人間関係」	演習		1		2年						
	知的障害者の心理・生理・病理	講義		1		2年						
	肢体不自由者の心理・生理・病理	講義		1		2年						
	病弱者の心理・生理・病理	講義		1		2年						
	自閉スペクトラム症者の心理・生理・病理	講義		1		1年						
	自閉スペクトラム症者の支援	講義		1		1年						
	視覚障害者の心理・生理・病理	講義		1		2年						
聴覚言語障害者の心理・生理・病理	講義		1	2年								
言葉	幼児と表現(言葉)	演習		1	54 以上	1年	2年					
	幼児と言葉(国語表現を含む)	演習		1		1年						
	保育内容の指導法「言葉」	演習		1		2年						
福祉	社会福祉論	講義		2	54 以上	2年	2年					
	子ども家庭福祉	講義		2		2年						
	子ども家庭支援論	講義		2		2年						
	子育て支援	演習		1		2年						
	社会的養護Ⅰ	講義		2		2年						
社会的養護Ⅱ	演習		1	2年								
環境	保育内容の指導法「環境」	演習		1	54 以上	1年						
表現(音楽)	音楽基礎演習Ⅰ	演習		1	54 以上	1年	2年					
	音楽基礎演習Ⅱ	演習		1		1年						
	幼児と表現(音楽)Ⅰ	演習		2		1年						
	幼児と表現(音楽)Ⅱ	演習		1		2年						
	幼児と表現(音楽)Ⅲ	演習		1		2年						
	保育内容の指導法「表現(音楽)Ⅰ」	演習		1		1年						
	保育内容の指導法「表現(音楽)Ⅱ」	演習		1		2年						
表現(造形)	幼児と表現(造形)Ⅰ	演習		1	54 以上	2年	2年					
	幼児と表現(造形)Ⅱ	演習		1		2年						
	保育内容の指導法「表現(造形)」	演習		1		1年						
健康	幼児と健康Ⅰ	演習		1	54 以上	1年	2年					
	幼児と健康Ⅱ	演習		1		2年						
	保育内容の指導法「健康」	演習		1		2年						
	子どもの保健	講義		2		2年						
	子どもの健康と安全	演習		1		2年						
	子どもの食と栄養Ⅰ	演習		1		2年						
	子どもの食と栄養Ⅱ	演習		1		2年						
情報	教育情報学	講義		1	54 以上	1年						
教育実習	幼稚園教育実習(事前事後の指導を含む)	実習		5	54 以上	1年	2年	幼稚園二種免許取得に必要な授業科目				
	特別支援学校教育実習(事前事後の指導を含む)	実習		3		2年	特別支援学校教諭二種(知的・肢体・病弱者)免許取得に必要な授業科目					
保育実習	保育実習Ⅰ(保育所)	実習		2	54 以上	2年	2年	保育士資格取得に必要な授業科目				
	保育実習指導Ⅰ(保育所)	演習		1		2年						
キャリア	幼児保育キャリア演習Ⅰ	演習	2		4	1年	2年					
	幼児保育キャリア演習Ⅱ	演習	2			2年						
小計			9	104	64							
合計			113		以上							

別表2 教職に関する専門教育科目
幼稚園教諭2種免許状取得に必要な授業科目

授 業 科 目	授業形態	単位数		資格取得必要単位数	
		必修	選択必修		
施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	講義	2	8	
	体育実技	実技	1		
	健康科学	講義	1		
	基礎英語Ⅰ	演習			1
	基礎英語Ⅱ	演習			1
	イタリア語入門Ⅰ	演習			1
	イタリア語入門Ⅱ	演習			1
	情報処理	講義	2		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	幼児と健康Ⅰ	演習	1	16	
	幼児と健康Ⅱ	演習	1		
	幼児と人間関係	演習	1		
	幼児と言葉(国語表現を含む)	演習	1		
	幼児と表現(音楽)Ⅰ	演習	2		
	幼児と表現(造形)Ⅰ	演習	1		
	幼児と表現(造形)Ⅱ	演習	1		
	保育内容総論	演習	1		
	保育内容の指導法「健康」	演習	1		
	保育内容の指導法「人間関係」	演習	1		
	保育内容の指導法「環境」	演習	1		
	保育内容の指導法「言葉」	演習	1		
	保育内容の指導法「表現(音楽)」Ⅰ	演習	1		
	保育内容の指導法「表現(音楽)」Ⅱ	演習	1		
保育内容の指導法「表現(造形)」	演習	1			
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	講義	2	10	
	保育者論	講義	2		
	発達心理学	講義	2		
	特別支援教育総論	講義	2		
	保育・教育課程論	講義	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法論	講義	2	5	
	教育情報学	講義	1		
	教育相談基礎論	講義	2		
教育実践に関する科目	幼稚園教育実習(事前事後の指導を含む)	実習	5	7	
	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2		
小 計			44	4	46
合 計			48		

特別支援学校教諭(知的障害・肢体不自由・病弱)2種免許状取得に必要な授業科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	授業形態	単位数		資格取得必要単位数
			必修	選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育総論	講義	2		2
特別支援教育領域に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	講義	1	8	
	肢体不自由者の心理・生理・病理	講義	1		
	病弱者の心理・生理・病理	講義	1		
	知的障害者教育論(指導法を含む)	講義	1		
	肢体不自由者教育論(指導法を含む)	講義	1		
	病弱者教育論(指導法を含む)	講義	1		
免許状に定められることとなる特別支援教育以外の領域に関する科目	障害者教育総論(知・肢・病)	講義	2	7	
	視覚障害者の心理・生理・病理	講義	1		
	聴覚言語障害者の心理・生理・病理	講義	1		
	自閉スペクトラム症者の心理・生理・病理	講義	1		
	視覚・聴覚言語障害者教育論(指導法を含む)	講義	1		
	自閉スペクトラム症者の支援	講義	1		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	重複障害・LD等教育論	講義	2	3	
	特別支援学校教育実習(事前事後の指導を含む)	実習	3		
小 計			20	0	20
合 計			20		

別表3 専攻科 幼児保育専攻専門教育科目

区別	授 業 科 目	授 業 形 態	単 位 数		修了要件
			必修	選択必修	
教養・ キャリア	人格論	講義	4		6
	幼児保育キャリア演習Ⅲ	演習	2		
幼児教育研究	卒業研究ゼミナール	演習	2		4
	卒業研究	演習	2		
	特別演習A	演習		1	12 以上
	特別演習B	演習		1	
	特別演習C	演習		1	
	特別演習D	演習		1	
	特別演習E	演習		1	
	特別演習F	演習		1	
	特別演習G	演習		1	
	特別演習H	演習		1	
	特別演習I	演習		1	
	特別演習J	演習		1	
	特別演習K	演習		1	
	特別演習L	演習		1	
	特別演習M	演習		1	
	特別演習N	演習		1	
	特別演習O	演習		1	
	特別演習P	演習		1	
	特別演習Q	演習		1	
	特別演習R	演習		1	
特別演習S	演習		1		
特別演習T	演習		1		
特別演習U	演習		1		
特別演習V	演習		1		
特別演習W	演習		1		
特別演習X	演習		1		
保育士必修	子どもの食と栄養Ⅰ	演習		1	
	子どもの食と栄養Ⅱ	演習		1	
	社会的養護Ⅰ	講義		2	
	社会的養護Ⅱ	演習		1	
	子育て支援	演習		1	
	保育実習Ⅰ（施設）	実習		2	
	保育実習指導Ⅰ（施設）	演習		1	
	保育実習Ⅱ（保育所）	実習		2	
	保育実習指導Ⅱ（保育所）	演習		1	
保育実習Ⅲ（保育所以外の施設）	実習		2		
保育実習指導Ⅲ（保育所以外の施設）	演習		1		
資格必修	ベビーシッター論	講義		2	
	発達障がい児指導法演習	演習		2	
小 計			10	43	22
合 計			53		以上

別表4 保育士となる資格取得に必要な授業科目

必修科目

告示別表第1による教科目		授業科目	授業形態	単位		資格取得必要単位数	時間数	指定保育士養成施設			
系列	教科目			必修	選択			第1学年	第2学年	第3学年	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義・2単位)	保育原理	講義	2			30		2年		
	教育原理(講義・2単位)	教育原理	講義	2			30	1年			
	子ども家庭福祉(講義・2単位)	子ども家庭福祉	講義	2			30		2年		
	社会福祉(講義・2単位)	社会福祉論	講義	2			30		2年		
	子ども家庭支援論(講義・2単位)	子ども家庭支援論	講義	2			30		2年		
	社会的養護I(講義・2単位)	社会的養護I	講義	2			30		2年	専攻科	
保育の対象の理解に関する科目	保育者論(講義・2単位)	保育者論	講義	2			30		2年		
	保育の心理学(講義・2単位)	発達心理学	講義	2			30	1年			
	子ども家庭支援の心理学(講義・2単位)	子ども家庭支援の心理学	講義	2			30		2年		
	子どもの理解と援助(演習・1単位)	子どもの理解と援助	演習	1			30	1年			
	子どもの保健(講義・2単位)	子どもの保健	講義	2			30		2年		
	子どもの食と栄養(演習・2単位)	子どもの食と栄養I 子どもの食と栄養II	演習 演習	1 1			30 30		2年	専攻科 専攻科	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価(講義・2単位)	保育・教育課程論	講義	2			30	1年			
	保育内容総論(演習・1単位)	保育内容総論	演習	1			30		2年		
	保育内容演習(演習・5単位)	保育内容の指導法「健康」	保育内容の指導法「健康」	演習	1			30		2年	
		保育内容の指導法「人間関係」	保育内容の指導法「人間関係」	演習	1			30		2年	
		保育内容の指導法「環境」	保育内容の指導法「環境」	演習	1			30	1年		
		保育内容の指導法「言葉」	保育内容の指導法「言葉」	演習	1			30		2年	
		保育内容の指導法「表現(造形)」	保育内容の指導法「表現(造形)」	演習	1			30	1年		
		保育内容の指導法「表現(音楽)」I	保育内容の指導法「表現(音楽)」I	演習	1			30	1年		
	保育内容の指導法「表現(音楽)」II	保育内容の指導法「表現(音楽)」II	演習	1			30		2年		
	保育内容の理解と方法(演習・4単位)	幼児と健康I	幼児と健康I	演習	1			30	1年		
		幼児と言葉(国語表現を含む)	幼児と言葉(国語表現を含む)	演習	1			30	1年		
		幼児と表現(音楽)I	幼児と表現(音楽)I	演習	2			60	1年		
		幼児と表現(造形)I	幼児と表現(造形)I	演習	1			30		2年	
	乳児保育I(講義・2単位)	乳児保育I	講義	2			30		2年		
	乳児保育II(演習・1単位)	乳児保育II	演習	1			30		2年		
子どもの健康と安全(演習・1単位)	子どもの健康と安全	演習	1			30		2年			
障害児保育(演習・2単位)	障がい児保育I	障がい児保育I	演習	1			30		2年		
	障がい児保育II	障がい児保育II	演習	1			30		2年		
社会的養護II(演習・1単位)	社会的養護II	演習	1			30		2年	専攻科		
子育て支援(演習・1単位)	子育て支援	演習	1			30		2年	専攻科		
保育実習	保育実習I	保育実習I(保育所)	実習	2			70 (◎)		2年		
	(実習・4単位:保育所実習2単位・施設実習2単位)	保育実習I(施設)	実習	2			70 (◎)			専攻科	
	保育実習指導I(演習・2単位)	保育実習指導I(保育所) 保育実習指導I(施設)	演習 演習	1 1			30 30		2年	専攻科	
総合演習	保育実践演習(演習・2単位)	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2			30		2年		
合 計				54	0	54	1250				

(◎)「保育実習I(保育所)」及び「保育実習I(施設)」における実習日数(時間数)は10日(70時間)以上

選択必修科目

告示別表第2による教科目		授業科目	授業形態	単位		資格取得必要単位数	時間数	指定保育士養成施設		
系列	教科目			必修	選択			第1学年	第2学年	第3学年
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	特別支援教育総論	講義	2			30	1年		
		障害者教育総論(知・肢・病)	講義	2			30	1年		
保育の対象の理解に関する科目	15単位以上	重複障害・LD等教育論	講義	2			30		2年	
		教育相談基礎論	講義	2			30		2年	
		幼児と人間関係	演習	1			30		2年	
		幼児と健康II	演習	1			30		2年	
		知的障害者の心理・生理・病理	講義	1			15		2年	
		肢体不自由者の心理・生理・病理	講義	1			15		2年	
		病弱者の心理・生理・病理	講義	1			15		2年	
		自閉スペクトラム症者の心理・生理・病理	講義	1			15	1年		
		自閉スペクトラム症者の支援	講義	1			15	1年		
		視覚障害者の心理・生理・病理	講義	1			15		2年	
聴覚言語障害者の心理・生理・病理	講義	1			15		2年			
保育の内容・方法に関する科目	2単位	教育方法論	講義	2			30	1年		
		教育情報学	講義	1			15	1年		
		幼児と表現(音楽)II	演習	1			30		2年	
		幼児と表現(音楽)III	演習	1			30		2年	
保育実習	2単位	保育実習II(保育所)	実習	2		2	70 (◎)			専攻科
		保育実習III(保育所以外の施設)	実習	2		(※)	70 (◎)			専攻科
保育実習	1単位	保育実習指導II(保育所)	演習	1		1	30			専攻科
		保育実習指導III(保育所以外の施設)	演習	1		(※)	30			専攻科
合 計				4	25	9 以上	620			

(※)「保育実習II」「保育実習指導II」又は「保育実習III」「保育実習指導III」のいずれかを選択必修

(◎)「保育実習II」又は「保育実習III」における実習日数(時間数)は10日(70時間)以上

別表5 幼児保育学科の入学検定料，入学金，授業料その他の納入金

入学検定料	35,000 円	日本国外で実施する場合は，別に定める。
入学金	240,000 円	入学手続き時納入
授業料	720,000 円	年額
教育充実費	240,000 円	年額
設備充実費	150,000 円	年額 *設備充実費は，完納している留年者からは徴収しない。
<p>*その他納入金には次の項目も含まれる。 各種資格取得料，実習費，個別教材費，科目等履修料，聴講料 *長期履修学生の納入金は，「長期履修学生規程」によって定める。</p>		

別表6 専攻科の入学検定料，入学金，授業料その他の納入金

幼児保育専攻

入学検定料	15,000 円	*幼児保育学科からの入学者には，入学検定料及び入学金を免除する。
入学金	150,000 円	入学手続き時納入
授業料	660,000 円	年額
教育充実費	240,000 円	年額
設備充実費	150,000 円	年額 *設備充実費は，完納している留年者からは徴収しない。
資格取得料	45,000 円	*資格取得料は，保育士資格取得希望者のみ徴収する。